

## 玉名市 3D 都市モデルを活用したメタバース実証実験業務委託 公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この実施要領は、「玉名市 3D 都市モデルを活用したメタバース実証実験業務委託」(以下「本業務」という。)を行う事業者について公募型プロポーザル方式により、適正かつ公正な方法で委託先を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2 目的

本業務は、メタバース空間を利用した新たな関係人口の取込みと 3D 都市モデルを活用したマネタイズ化の実証を踏まえた地域活性化を行うことを目的とする。3D 都市モデル「PLATEAU」を活用したユースケースで、R5 年度に作成した高瀬裏川水際緑地の LOD3 モデルを使った仮想空間を生成し、そこに花火や露店といったコンテンツを入れ込んで、観光への興味喚起及び EC サイトへの送客に対する有効性を実証する。

本業務に当たり、3D 都市モデルの取扱いやメタバースでの CG 空間づくりに対して豊富な知識や経験、技術力等の支援が必要であるため、これらを兼ね備えた者を公募型プロポーザル方式により適正かつ公正に選定することを目的とする。

### 3 業務内容

- (1) 業務名 玉名市 3D 都市モデルを活用したメタバース実証実験業務委託
- (2) 業務内容 別紙「玉名市 3D 都市モデルを活用したメタバース実証実験業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和7年3月21日まで
- (4) 提案上限額 10, 000, 000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※消費税及び地方消費税の税率は、10%として計算すること。

### 4 選定方法

- (1) 選定方法 公募型プロポーザル方式
- (2) 契約方法 本業務に係る委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)によって選定された優先交渉権者(最優秀提案者)と本市の間で協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約を締結する。なお、優先交渉権者(最優秀提案者)としての特定方法については、「11 提案の選定及び特定の方法」のとおりとする。
- (3) 交渉権 優先交渉権者(最優秀提案者)との協議が不調となったと判断した場合は、次順位者と委託契約締結に向けた交渉を行う。

## 5 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、本要領を遵守した上で、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定(一般競争入札参加者の欠格事由)に該当していないこと。
- (2) 公共団体から競争入札参加有資格者指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立て、又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員ではないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (6) その他法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
- (7) メタバースのプラットフォームを利用した CG 空間の制作実績を 10 件以上有すること。
- (8) 国土交通省が推進する都市デジタルツインプロジェクト「PLATEAU」のユースケース実績を 1 件以上有していること。
- (9) 日本の自治体が運用するメタバース空間の制作実績を有すること。
- (10) 次のいずれかの制度を有していなければならない。
  - 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度
  - 一般財団法人日本情報経済社会推進協会プライバシーマーク制度 (PMS)
- (11) 参加表明者又は、予定管理技術者は、下記に示される同種業務、類似業務の実績を 1 件以上有さなければならない。
  - 同種業務：3D 都市モデルに関する業務
  - 類似業務：GIS (Geographic Information System) に関する業務

## 6 実施スケジュール

内 容	日 程
質問提出期限	令和 6 年 5 月 2 日 (木)
質問回答日	令和 6 年 5 月 8 日 (水)
参加表明書提出期限	令和 6 年 5 月 17 日 (金)
企画提案書等提出期限	令和 6 年 5 月 24 日 (金)
プレゼンテーション及び質疑応答	令和 6 年 6 月 6 日 (木)
選定結果通知	令和 6 年 6 月中旬

※ 本業務についての説明会は実施しません。

## 7 質問の提出及び回答

(1) 質問の内容

本業務に関する質問は、参加表明書、企画提案書等の作成及提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び選定に関する質問は一切受け付けない。また、電話及びファックスでの質疑応答は行わない。

(2) 提出期限 令和6年5月 2日（木）17時（必着）

(3) 提出方法 郵送又は電子メール

(4) 提出先 玉名市建設部都市整備課

(5) 回答方法 令和6年5月 8日（水）17時までに市ホームページ上で公表

(6) 様式 質問書（様式第1号）を使用すること

## 8 参加表明書等の提出期限、提出先及び方法

(1) 提出期限 令和6年5月17日（金）17時（必着）

(2) 提出方法 郵送（書留郵便に限る。）

(3) 提出先 玉名市建設部都市整備課

(4) 提出書類

① 参加表明書（様式第2号） 1部

② 会社概要書（様式第3号） 1部

③ 誓約書（様式第4号） 1部

④ 同種業務、類似業務受注実績（任意様式）8部（正本1部、副本7部）、A4版両面印刷、5ページ以内）

ア メタバースのプラットフォームを利用したCG空間の制作実績が10件以上と分かる資料

イ 国土交通省が推進する都市デジタルツインプロジェクト「PLATEAU」のユースケース実績が1件以上と分かる資料

ウ 過去3年間（令和3年度～令和5年度）における日本の自治体が運用するメタバース空間の制作実績が分かる資料

エ 参加表明者又は、予定管理技術者は、下記に示される同種業務、類似業務の実績が1件以上と分かる資料

同種業務：3D都市モデルに関する業務

類似業務：GIS（Geographic Information System）に関する業務

⑤ 直近3年分の決算資料（貸借対照表、損益計算書等）各1部

⑥ 玉名市税又は現在の主たる事業所所在地の市町村税（特別区にあっては、都

- 税)の滞納がないことの証明書 1部  
⑦ 法人税、消費税及び地方消費税に関する証明書 1部

## 9 企画提案書等の提出期限、提出先及び方法

- (1) 提出期限 令和6年5月24日(金)17時(必着)
- (2) 提出方法 郵送(書留郵便に限る。)
- (3) 提出先 玉名市建設部都市整備課
- (4) 提出書類
  - ① 企画提案書(任意様式にて(5)に掲げる構成に従い作成すること)  
8部(正本1部、副本7部)
  - ② 業務見積書(任意様式にて消費税額、税抜、税込価格を併せて表記すること)8部(正本1部、副本7部)
- (5) 企画提案書の構成について  
表紙、目次、本編で構成すること。A4版横、横書き、両面印刷、左綴り、本編20ページ以内とすること。なお、白黒印刷・カラー印刷のいずれでも可とする。
  - ① 表紙  
題名に「玉名市3D都市モデルを活用したメタバース実証実験業務企画提案書」と記述し、正本にのみ事業者名を記載すること。
  - ② 目次  
参照先のページ番号を記載すること。
  - ③ 業務の全体計画
    - ア 業務の実施方針
    - イ 業務の実施体制(人員や各業務における役割、担当者の業務経験等も加味し作成すること。)
    - ウ 実施スケジュール
  - ④ 業務内容に関する企画提案  
メタバース空間の制作エリアやメタバース内のコンテンツ、映像制作技術等について確認できるよう、具体的に示すこと。
- (6) プレゼンテーション及び質疑応答
  - ① 開催日時 令和6年6月6日(木)9時30分から
  - ② 開催方法
    - ア プレゼンテーションの時間は20分以内、内容に関する質疑応答の時間は20分程度とする。
    - イ プレゼンテーションの発表者は3人以内とする。
    - ウ 使用する説明資料は、提出された企画提案書及び関連する映像資料の

みとする。プレゼンテーションに機材が必要な場合は、各自が準備すること。映像資料については、発表者の任意のタイミングで再生するものとし、スクリーンは事務局で用意する。

エ プレゼンテーションの実施順番は、企画提案書の受付順とし、提案者には開催通知にて事前に順番、照合時間等を通知する。

オ オンラインでの開催となった場合は、提案者に事前通知をする。

カ 出席しない場合は、失格とする。ただし、交通機関の事故等やむを得ない理由がある場合は、速やかに事務局に連絡すること。

## 10 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、提出並びにプレゼンテーション参加等に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (2) 提案書の提出期限後における書類の追加、修正及び再提出は認めない。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出された書類等は、提案者に無断で本業務以外に使用しない。なお、選定及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 正本にのみ事業者名を記載し、副本には事業者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないこと。
- (6) 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。
- (7) 企画提案書の記載内容及びプレゼンテーションにより、提案者の提案力や業務理解度などを判断するが、本公募型プロポーザルによる受注者の提案内容を全て実施することを保証するものではない。また、提案内容については、事業者が提出する業務参考見積書の金額の範囲内において実施可能な業務を記載すること。
- (8) 参加表明書を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

## 11 提案の選定及び特定の方法

- (1) 選定委員会の構成  
本要綱において、選定委員会を設置する。選定委員会は、庁内の関係部課長等7人で組織する。
- (2) 選定方法  
企画提案書の選定は選定委員会において、下記（4）で示す評価基準を基に審査を行うものとする。
- (3) 特定の方法  
選定委員会では、7人の委員がそれぞれ100点満点で評価し、7人の点数の合

計点数（700点満点）が最も高い優先交渉権者（最優秀提案者）を特定する。

(4) 評価基準

評価項目及び配点は、次表に掲げるとおりとする。

評価項目（評価対象）	配点
① 事業の理解度（企画提案書）	10
② 実施スケジュール及び実施体制（企画提案書）	10
③ メタバース空間に関する提案（企画提案書）	15
④ コンテンツに関する提案（企画提案書）	10
⑤ アドバイス及びコンサルティングに関する提案（企画提案書）	10
⑥ 映像制作技術（企画提案書）	10
⑦ 実証実験に関する提案（企画提案書）	10
⑧ メタバースを活用した今後の提案（企画提案書）	10
⑨ 業務実績（企画提案書）	10
⑩ 見積額（業務見積書）	5
	合計点
	100

(5) 同一点数により1者を特定できない場合には、評価基準の評価項目「③メタバース空間に関する提案」、「④コンテンツに関する提案」、「⑤アドバイス及びコンサルティングに関する提案」の合計点数が最も高い提案者を優先交渉権者（最優秀提案者）として特定する。

(6) 業務の目的が達成可能と判断するための「最低基準」は、各選定委員の評価満点のうち6割以上あることとし、これに満たない提案者は優先交渉権者（最優秀提案者）として特定しない。

## 12 無効となる参加表明書又は技術提案書等

(1) 優先交渉権者を選定の後、参加者全員に対して、選定又は非選定の別と当該事業者の総合点の結果通知を行う。

(2) ホームページで選定結果について公表する。また、公表する内容は以下のとおりとする。

①優先交渉権者の名称、総合得点及び選定理由

②①以外の参加者の名称及び総合得点

※①以外の参加者の名称は五十音順で表記し、総合得点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

### 13 無効となる参加表明書又は技術提案書等

参加表明書又は企画提案書等が、次に掲げる事項に該当する場合は無効となる場合がある。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部記載されておらず評価することができないもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの

### 14 失格となる提案者

提案者が、次に掲げる事項に該当する場合は失格となる場合がある。

- (1) 本実施要領に定める手続以外の手法により、選定委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (2) プレゼンテーション時に管理技術予定者が欠席した場合
- (3) プレゼンテーション時に追加資料等を提出した場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が不適格と認めた場合

### 15 契約の締結

- (1) プロポーザルの優先交渉者（最優秀提案者）に選定された事業者は、仕様書及び企提案書等の内容を基本に委託者と協議し、協議が整った時点で、随意契約により契約を締結する。
- (2) 企画提案書等に記載された項目については、原則契約する際の仕様とする。ただし、本業務の目的達成のため必要な場合においては、協議の上、内容を変更することがある。
- (3) 上記（1）及び（2）により、提案上限額を超えない範囲で契約予定金額の調整を行うことがある。
- (4) 辞退その他の理由で契約が出来なくなった場合は、次順位者と契約の交渉を行うこととする。
- (5) 契約に用いる約款は、玉名市公共工事業務委託契約約款を使用する。
- (6) 参加者が1社のみの場合でもプレゼンテーションを行い、業務の目的が達成可能と判断するための「最低基準」である選定委員全員が、合計点満点のうち6割以上を取得すれば、当該者と契約交渉を行う。

### 16 その他

- (1) 契約締結後、本業務において作成した成果品の所有権、著作権、利用権については、市に帰属するものとする。
- (2) 本要領に示した書類のほかに選定委員会が必要と認める書類の提出を求めるこ

とがある。

- (3) 本プロポーザルの結果等に関する異議申立ては認めない。
- (4) この実施要領に定めのない事項については、選定委員会において決定するものとし、本業務の契約の内容に関しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）等、関係法令等の定めるところによる。

## 17 問い合わせ先

玉名市役所建設部都市整備課

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163

TEL（直通） 0968-75-1122

Fax 0968-75-1221

メールアドレス [toshi@city.tamana.lg.jp](mailto:toshi@city.tamana.lg.jp)